

務	00	01	10年
令和17年3月末まで保存			

運 免 第 1 0 4 3 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

更新時講習等実施要領の制定について

青森県公安委員会が行う道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に規定する更新時講習等については、「更新時講習等実施要領の制定について」（平成27年5月25日付け青警本運免第299号以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）及び道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）の施行に伴い、更新時講習の講習実施方法等について所要の改正を行い、別添のとおり制定し、令和7年3月24日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和7年3月24日をもって廃止する。

担 当
運転免許課
高齢運転者等支援係

別添

更新時講習等実施要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に規定する更新時講習、特定失効者講習及び特定取消処分者講習（以下「更新時講習等」という。）を適正かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 受託者の申請、報告等の経由先

更新時講習等の受託者が青森県公安委員会にする申請、報告等は、すべて青森県警察本部交通部運転免許課長を経由するものとする。

第2 基本的留意事項

1 講習実施方法

講習は、以下のいずれかの方法により受講できるようにすること。

(1) 対面講習

講習指導員が、運転免許センター、自動車運転免許試験場、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設において定時集合方式により受講者の対面で実施する講習

(2) オンライン講習（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第43条第1項の表）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行う講習

2 講習用教材

府令第38条第11項第1号の表の第三欄に定める教材については、次のとおり整備するものとする。

(1) 教本及び地方版資料等

ア 教本

教本は、下記の内容について、正確にまとめられたものを使用するものとし、かつ、自らの運転状況を振り返る際に役立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録するメモ欄を設けているものを使用すること。

- 最近における道路交通法令の改正の概要
- 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項
- 交通公害、地球温暖化の防止等
- 危険予測の心構え、危険予測の方法等
- 年齢に応じた運転特性
- 飲酒運転の根絶
- 事故時の対応と応急救護措置
- 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度

- 被害者等の手記
- 交通の方法に関する教則
- 安全運転5則

イ 地方版資料

県内の交通実態及び事故事例等を内容とするもので、次の内容を盛り込んだものを使用すること。

- 地域における道路交通の現状と交通事故の実態
- 車が故障した場合の措置
- 故障の場合の連絡先等
- 交通事故相談所一覧表
- 各種運転免許関係手続案内

(2) オンライン講習受講者への教本配付

オンライン講習の受講者については、更新手続に来所した際に教本及び地方版資料を配付すること。

(3) 検査用紙使用による診断と指導

対面講習による一般運転者講習（府令第38条第11項第1号の表の二の項に規定する講習をいう。以下同じ。）、違反運転者講習（同表の三の項に規定する講習をいう。以下同じ。）及び初回更新者講習（同表の四の項に規定する講習をいう。以下同じ。）においては、同表の第三欄にそれぞれ規定する「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査」に用いる検査用紙も必要数整備すること。

3 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い

特定失効者及び特定取消処分者から問い合わせ等があった場合には、次の事項に留意し、誤りのないように対応すること。

- (1) 更新時講習又は高齢者講習の受講区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢により判断されること。
- (2) 更新時講習の受講は、免許申請書を提出した日前1年以内とされていること。
また、この期間にオンライン講習を受講していた者について、受講したオンライン講習の受講区分と(1)の講習区分が変わらない場合には、オンライン講習の受講をもって更新時講習を受講したものとされること。

4 特定任意講習受講者に対する取扱い

次に掲げる者にあつては、改めて更新時講習を受けることを要しないことから、特定任意講習の受講日や生年月日を確認するなど、誤りのないように対応すること。

- (1) 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの
- (2) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者
- (3) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に

特定任意講習を受講している特定取消処分者

第3 対面講習実施上の留意事項

1 講習指導員の要件

更新時講習等に従事する講習指導員は、委託講習等の実施に関する規則（平成23年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「委託規則」という。）別表第2（第4条関係）上欄「更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習」の下欄に定める講習指導員の要件を満たした者とする。

2 講習の委託

公安委員会が更新時講習等を委託することができる法人は、府令第38条の3及び委託規則別表第1（第3条関係）上欄「更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習」の下欄に定める委託要件を満たしているものでなければならない。

3 講習の実施区分及び受講対象者（高齢者講習受講対象者を除く。）

(1) 優良運転者講習（府令第38条第11項第1号の表の一の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為（法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で政令別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。）又は政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）をしなかったもの

ア 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

更新前の免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日前5年間

イ 法第101条の2第4項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

同条第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間）

ウ 特別失効者（法第95条の6第1項の表の備考一のイ(4)）に該当する者として当該効果を失った免許の次の免許を受けようとする者

当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間

エ 特別取消処分者（法第95条の6第1項の表の備考一のイ(4)）に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けようとする者

当該次の免許に係る適性試験を受けた日前5年間（当該日が取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間）

(2) 一般運転者講習

ア 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年

以上である者で、(1)アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）

イ 特別特定失効者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項）で、一般運転者講習の受講を申し出るもの

ウ 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

(3) 違反運転者講習

(1)アからエまでに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（法第97条の2第1項第3号。特別失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）

(4) 初回更新者講習

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（(2)ウの者を除く。）で、(1)アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（特別失効者及び特別特定失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

4 学級編成

(1) 学級編成の基本

学級の編成は、原則として個別の学級編成を行い、1学級の編成は講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

(2) 合同学級

合同学級は、講習指導員の体制及び講習を行う施設等の実情を考慮し、次の点に留意し、優良運転者講習と一般運転者講習又は違反運転者講習と初回更新者講習の合同学級を編成して行えるものとする。

ア 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

(ア) 原則として、合同講習は、一般運転者講習の講習時間の前半部分（30分間）で行うこと。

(イ) 講習室は、優良運転者講習を受講する者（以下「優良運転者」という。）と一般運転者講習を受講する者（以下「一般運転者」という。）

との座席を区分けして講習を行うなど、合同講習の終了後に優良運転者が円滑に講習室から退室できるよう配慮すること。

- (ウ) 受講者数及び講習室の構造等から、優良運転者が受講終了後に講習室から退室するのに長時間を要する場合は、この時間を休憩時間として扱うなど、一般運転者の講習時間が確実に60分を確保されるよう実施すること。

イ 違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習

違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習は、違反運転者に対する講習科目に基づき行うこととするが、運転経験の浅い運転者による交通違反や交通事故の特徴等の説明を適宜講習内容に取り入れるなど、初回更新者の参加意欲の向上に配慮すること。

(3) 講習指導員の配置

各区分の講習については、1学級につき講習指導員1人を配置し、また、編成人数に応じて補助者を配置すること。

5 講習方法

対面講習は、該当する講習区分により、別紙「更新時講習等実施基準」に準拠し、本県の交通実態に即して重点を選定するなど実質的効果の上がるような内容で実施するとともに、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果の上がるような内容とすること。

6 視聴覚器材

受講場所、学級編成及び受講対象者等を考慮し、プロジェクタ等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ及びDVDプレーヤー等適切な視聴覚器材を備え付けること。

7 受講場所等

(1) 受講場所

青森県公安委員会が定めた場所とする。

(2) 受講期間等

ア 受講期間

(ア) 更新申請者

運転免許証更新等申請書（以下「更新申請書」という。）の提出日から更新された免許証の交付又は更新された免許情報記録の書換えを受けた日までの間とする。

(イ) 特定失効者及び特定取消処分者

免許申請書の提出日前1年以内の間に受けたものであること。

なお、免許申請書を提出した日に更新時講習を受けることは差し支えない。

イ 受講日

受講日を指定する場合は、実情により更新申請書の提出日又は更新された免許証の交付若しくは更新された免許情報記録の書換えを受けた日のいずれかを受講日としてもよいが、受講者の利便を考慮し、指定日以外であっても、できる限り受講期間内の随時の日に受講できるように配慮すること。

(3) 更新時講習の受講証明等

ア 更新者

(ア) 即日交付を受ける者

更新時講習の受講後に免許証を交付又は免許情報の書換えをすることから、受講証明は不要とする。

(イ) 後日交付を受ける者

更新に係る免許証の裏面備考欄に「更新時講習受講済み」のゴム印を押印し、更新後の免許証の交付を受ける際、更新に係る免許証の持参が必要であることを指示すること。

(ウ) 再交付と同時の者

別記様式1「更新時講習受講証明書」を交付し、更新後の免許証の交付を受ける際、当該証明書の持参が必要であることを指示すること。

(エ) 経由更新申請者

本県公安委員会を経由して免許証の更新を申請する者に対しては、運転免許証更新申請書に添付されている「経由申請・講習受講申請書」の講習受講済確認欄に「更新時講習受講済み」のゴム印を押印すること。

イ 特定失効者及び特定取消処分者

特定失効者及び特定取消処分者については、免許証を当日に交付できない場合にあっては、終了証明書を発行すること。

(4) 更新時講習受講確認表の作成

上記(3)、ア(イ)又は(ウ)に該当する者が、更新後の免許証の交付を受けるまでの間に、裏面備考欄に押印した更新に係る免許証又は更新時講習受講証明書を紛失等した場合は、更新時講習の受講確認ができず、更新後の免許証を交付することができないこととなる。

このため、後日交付施設で更新時講習を実施した場合は、都度、別記様式2「更新時講習受講確認表」を作成して2か月間保存し、他署等からの受講事実確認に係る照会に対応できるようにすること。

8 その他

(1) 交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明すること。

(2) 初回更新者講習の機会をとらえて、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対し、自動二輪車の二人乗りを安全に行うために必要な事項等を記載したパンフレット等の配布を行うとともに、運転免許取得者教育等の自動二輪車の二人乗りに関する教育の機会について説明すること。

第4 オンライン講習実施上の留意事項

1 講習の実施区分及び受講対象者（高齢者講習受講対象者を除く。）

免許情報記録個人番号カードを有し、次に該当するものとする。

(1) 優良運転者講習

法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であって、

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上であり、かつ、特定誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしなかったもの

(2) 一般運転者講習

ア 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であつて、更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上であり、かつ、特定誕生日の40日前の日前5年間において、軽微違反行為1回のほか違反行為等をすることがないもの

イ 第3の3(2)ウのもの

2 受講期間

法第101条第1項に規定する更新期間とする。

3 講習動画の内容

オンライン講習の内容は、別表「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その1「優良運転者講習」、その2「一般運転者講習」に準拠し、地域における道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務、安全運転の知識及び運転適性についての診断と指導（優良運転者講習を除く。）とする。

なお、地域における道路交通の現状と交通事故の実態を内容とする講習動画及び確認テストを整備すること。

4 視聴する講習動画

- (1) 青森県に住所を有する者が青森県公安委員会で免許証等の更新を受けようとする場合

青森県公安委員会の講習動画を視聴するものとする。

- (2) 青森県公安委員会を経由して免許証等の更新を受けようとする場合

青森県公安委員会又は住所地公安委員会の講習動画を視聴するものとする。

5 受講者の確認等

オンライン講習システムにより受講者が本人であるかどうか等が確認できなかった場合には、当該確認は受講者が更新手続等に来所した際に職員が行うこと。

- (1) 職員が受講者の確認等を行う場合には、免許証等の更新を受けようとする者の顔貌と保存された顔画像の同一性を確認するとともに、次の点を聴取すること。

- ・ 講習動画や確認テストの内容
- ・ 受講場所や受講時の明暗等、受講時の環境
- ・ 眼鏡の有無や髪型等、受講時の容貌
- ・ その他必要な事項

- (2) 受講者が本人であるかどうかについて疑義が生じた場合には、再度、別の職員が確認を行うなど、複数で確認を行うこと。

なお、受講者が本人であると確認ができなかった場合には、その理由を具体的に説明するとともに、顔画像を保存するなど記録化に努めること。

6 その他

特定失効者又は特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日前1年以内に

1に掲げる受講対象者に該当して、オンライン講習を受講していた場合について、受講したオンライン講習の講習区分と、法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習の講習区分が変わらない場合に限り、当該オンライン講習の受講をもって法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習を受講したものとする。

第5 報告及び備付簿冊等

1 月報

受託者は、毎月10日までに、前月の講習実施結果を集計した委託規則別記様式第24号「更新時・特定失効者・特定取消処分者講習実施結果報告書」を公安委員会に提出すること。

2 備付簿冊

受託者は、次に掲げる簿冊を備え付けておかなければならない。

番号	備 付 簿 冊	保存年限	備 考
1	講習指導員名簿	1 年	異動の都度加徐訂正
2	講習指導員承認申請書（控）綴	1 年	
3	講習指導員等解任等届出書（控）綴	1 年	
4	更新時・特定失効者・特定取消処分者講習実施結果報告書（控）綴	1 年	

更新時講習等実施基準

青森県警察本部交通部 運転免許課

講習区分 優良運転者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	講 習 時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状 と交通事故の実態	(1) 地域における車社会 の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構え と義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 無事故無違反の奨励 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした 加害者の責任 (5) 交通事故を起こした 運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行 われた道路交通法令の知 識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講 習 時 間 合 計				30分

講習区分 一般運転者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講 習 時 間 合 計				60分

講習区分 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識①	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		○ 前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4 安全運転の知識②	(1) 危険予測と回避方法等	講義 教本、視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講 習 時 間 合 計				60分

講習区分 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	講 習 時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講 習 時 間 合 計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

講習区分 初回更新者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	講 習 時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者点呼 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本・視聴覚教材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用在習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 運転経験の浅い運転者向けのDVD等の視聴覚教材活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講 習 時 間 合 計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

更新時講習受講証明書 氏 名 年 月 日生 更新時講習（優・一・違・初） を受講したことを証明する。

参考： 交付される証明書は、運転免許証大で、受講者の氏名・生年月日の記載があり、更新時講習（ ）内の講習区分が○印で示され、さらに、□に講習年月日及び実施機関名、講習担当者の押印がある。

更 新 時 講 習 受 講 確 認 表

実施年月日 年 月 日

講習区分	優良・一般・違反・初回
------	-------------

実施場所 警察署

市町村名	氏 名	生年月日	証明発行	市町村名	氏 名	生年月日	証明発行

備考 1 証明発行欄は、更新時講習受講証明書を交付したものに限り記入すること。
2 免許証裏面に受講済み印を押印した者は除く。